

第五十八回国 参議院内閣委員会 會議録第六号

昭和四十三年三月二十六日(火曜日)
午前十時五十九分開会

委員の異動

三月十四日 辞任 山本茂一郎君 補欠選任 中山 福藏君

三月十五日 辞任 中山 福藏君 補欠選任 山本茂一郎君

三月十九日 辞任 多田 省吾君 補欠選任 浅井 亨君

三月二十一日 辞任 浅井 亨君 補欠選任 多田 省吾君

三月二十二日 辞任 八田 一朗君 補欠選任 青木 一男君

三月二十三日 辞任 青木 一男君 補欠選任 八田 一朗君

三月二十五日 辞任 二木 謙吾君 補欠選任 竹中 恒夫君

三月二十六日 辞任 竹中 恒夫君 補欠選任 二木 謙吾君

出席者は左のとおり。
委員長 井川 伊平君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 顕道君

委員

熊谷太三郎君

源田 実君
菅野 儀作君
山本茂一郎君
北村 暢君
前川 旦君

政府委員

總理府恩給局長 矢倉 一郎君
事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(恩給に関する件)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十二日、八田一朗君が辞任され、その補欠として青木一男君が、翌二十三日、青木一男君が辞任され、その補欠として八田一朗君がそれぞれ選任されました。

○委員長(井川伊平君) 委員の異動に伴い理事が一名欠けておりますので、この際、補欠互選を行ないます。

互選は便宜委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に八田一朗君を指名いたします。

す。

○委員長(井川伊平君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、恩給に関する件を議題といたします。

まず、恩給審議会の答申について説明を聴取いたします。矢倉恩給局長。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給審議会の答申が昨夜八時過ぎに総務長官のもとに提出されました。その概要を申し上げます。恩給審議会の経過の若干につきまして御報告申し上げます。

恩給審議会は、總理府設置法に基づきましてつくられたものでございまして、内閣總理大臣の諮問として、恩給に関する重要事項を調査審議する

という目的を持たせ、昭和四十一年の四月に設置され、五月十一日に第一回の審議会が催されました。から今日まで、四十三回にわたる審議が継続されてまいりました。この審議は非常に熱心な御審議がなされまして、時には一日に七時間、八時間にわたるといふ長時間の審議がなされたのであります。これは、一つには問題の重要性というところからござい

ましたかと存じますが、もう一つは、恩給そのものが非常に技術的な問題を多く含んでおるといふ点で、審議会の委員の先生方が問題の所在を十分に理解されたいという必要もありました関係上、非常に熱心な御審議になったのであらうと考えられるわけでございます。しかし、もう一つ根底に

は、恩給の受給者の立場から考えます場合には、問題が非常に切実でございます。したがって、その切実な要求というものをどういふふうな審議会として受け止め、それに対してどのような態度を示していくかというふうなところに、実は最大の理由があつたように思えるわけでございます。特に恩給制度につきましては、御承知のように、す

で八十年の歴史を重ねているという非常に古い制度ではあります。しかしこの制度も次第に新しい具体的な要求というものを加味いたしまして、制度的には、いま申しましたような点から、古い制度の中ではあります。新しい要請を盛り込んでまいりたいということで、したがって、これらの制度というものは、そういういろいろな社会的な要請というものを満たしていくという、そういうふうな観点からも問題を見直していかなければならぬ。こういうことで、非常に精力的な審議を続けられたと考えられるわけでございます。で、そういう中で審議が行なわれまして、審議会としては、できるだけ客観的な立場で適正な意見を示したい、こういうことでございまして。

で、かような点から、審議会がこの答申をされるにつかましての基本的な態度というものを、お手元にお配り申し上げておきます。前文にそれを明らかにしているわけでございます。そういう点で、前文には、まず審議会がどういふ経過を通じて審議をいたしたかという点が1に述べてございまして、2には、本審議会がきめられた期間でできるだけ適正な意見を出していきたいということを申しておりますと同時に、できるだけ実際の事情に即しての意見をというところで、この審議会としては、東京で関係団体の代表からの意見を聞かれますとともに、地方でも恩給受給者からの要望を聞いたということを明らかにいたしてお

ります。そして本審議会では、ここにございまして、問題は、いわゆる官吏制度とか給与制度の改革とか、公務員の共済年金制度などの創設、あるいは社会保障制度が非常に整備されてきてい

る、こういったいろいろな面を恩給の考え方の基礎的条件として考えていく、こういうことで、しかも、いろいろな恩給受給者の生活というふうなものも考えつつ問題を処理していく。また、軍人

恩給の推移その他の歴史的な制度の改変というふうなものを、恩給問題を考える基本的な考え方として取り上げてまいり、こういうふうなことを申し上げておきます。戦後の恩給問題というものが、第一にはやはり恩給の年額、この点が一番重要な課題であるところから、ここにもございまして、昭和四十一年の十一月二十九日の中間答申として、まず年額を緊急的に考えていかなければならぬというので増額の中間答申をしたということであらわしております。それから、この恩給の価値というものをどういうふうに見ていけばいいであろうか、こういうふうな点をあげておるわけでございます。

それから、軍人恩給につきましても問題は、御承知のようにいろいろな内容の改変が行なわれておりますので、必ずしも戦前の制度をそのまま再現しようとするのではなくて、社会的要請に沿ったような改正を考えていく、こういうふうなことを申し上げておるわけでございます。

それから3のところでは、実は恩給の問題というものは、恩給制度というものを非常に広く理解して、戦後、ある程度恩給のワケの中で解決していかねばならぬ問題、たとえば外国政府職員とか、あるいは戦犯者、追放者、琉球政府職員というふうな各種の問題について課題が提示されておりますので、これらの問題についても考え方を明らかにしていく。特に、問題が数多く提起されている中では、いま申し上げましたような一つの新しい課題を提供された問題点の、どういう処理方法をするかという、こういう点についての考え方を明らかにした、こういうふうな述べておるわけでございます。

こんなことで、その4のところは締めくくりにして、どういうことを考えたかということであらわしております。「恩給に関する諸問題は、終戦後の諸般の事情により、今日きわめて複雑なものとなっている。また、この問題は、職業、年令、

生活環境等の違いにより、国民の間に諸種の理解の仕方がなされている。」、こういう点をかなり意識して問題の審議に当たったものであります。しかし、これを大多数の受給者側から見ると、一般的には生活に直結するきわめて切実な問題であるという理解から出発をいたしております。ことに、その受給者の遺族、傷病者、高齢者が多数を占めているということを考えると、処理の緊急性というものを認めるを得ない。つまり、恩給問題についての重要な焦点は緊急性の問題として理解しようとしておるわけでございます。

そこで、審議会としては、どうしても考えなければいけない点があるんだということを明らかにしているわけでございます。その点にもございまして、多年の懸案事項にも一応の解決のめどというものを明らかにして、こういう点でこの答申をできるだけ国家財政、その他の諸施策とも考え合わせながら、すみやかに善処してもらいたい、かようなことを前文にあらわしておるわけでございまして。

こういう態度で審議を繰り返してこられたわけでありまして、やはりどうしても一番の重要な課題は、恩給法の二条ノ二という、こういう法規規定がございまして、これは御承知のように、いわゆる恩給の年金額をどういうふうに見ていくかという規定がございまして、御承知のようにこの規定は、恩給額について、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他諸事情に著しい変動が生じた場合、その変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとすという規定に相なっております。したがって、この規定をどのように運用していくかということは、恩給受給者にとって非常に重大でございまして。

そこで、どういうふうな内容で運用するのが至当であろうかというところから、そこに調整の基準と調整の方法と経過措置、こういう三つの段階でこの調整規定に関する意見をまとめておるわけでございまして。ちよつとこの調整規定を考えられたときのいろいろな論議の若干を御紹介申し上げます。

まず、恩給というのはいわゆる退職した公務員の方々の年金という問題で考えるのだから、したがってこの人たちがかつて公務員であったというところに目を向けてまいります。必然的にこの人たちに對する「ちよつと現職にある公務員というものをどう見ていけばいいだろうか」という議論がかなり繰り返されて、したがってこの二条ノ二にございまして公務員の給与というものをどう見ていくべきであろうか、こういうことについての論議がなされたわけでございまして。公務員給与というものを考えてみますと、これは公務員制度がずいぶんいろいろな変遷をいたしてきておる。旧来の官吏制度時代のいわゆる俸給と、それから戦後の公務員制度に変わってからの給与制度、この給与制度の内容も、先生方は先刻御承知のように、一応生活給的なものから職務給に、あるいは給与政策的には、たとえば下厚上薄、上厚下薄、あるいはいわゆる中間の不合理は正というふうな、いろいろな要素によつての給与制度というものが、それぞれの要請に従つて変遷をいたしてきておるわけでございまして、そういういたしますと、公務員給与というものをどういうふうに取り上げればいいだろうかというふうな点についてのいろいろな論議がなされました。そこで、退職した人が在職していたときの給与、それから現在の給与制度、そういう変遷の中においてどうとらえていけばいいだろうか。この点は、給与制度に大きな変革があったのであるから、その中で理解のできる給与というものをこの調整規定の対象として考えるときにどのように取り上げていくべきだろうか、こういうふうな論議がなされて、給与そのもののいろいろな内容の変化というものを考えてまいりますと、たとえば調整の基準としてとらえるときに非常にむずかしい内容を含んでおつて、どこまでを取り上げるかという点についてはずいぶん論議の存するところである。そこで柱として出ておりますのは、この公務員給与のほかに物価があり、国民の生活水準がある、こういうふうに見ていきますと、やはり恩給受給者につ

いてはその生活というものを考えていく必要があるであらう。そういう点からいいますと、この公務員給与ももちろん一つの基準的なものとして考えるべきかもしれないが、しかしやはり物価の上がりというものについて、恩給受給者の生活というものを考えていかなきゃならない。少なくともその穴だけは埋めておかねばならないであらう。こういうところから物価という基準に落ちついたようにございまして。そこで物価という一つの重要な柱、これをこゝには「恩給年額の調整における不可欠の要件である」というふうに書いておるわけでございまして。その不可欠の要件をどのよう形で見ていけばいいのか、こういうところから、御承知のように公務員給与につきましても、五%以上上がったときには給与改善の勧告をするという国家公務員法の規定がございまして、それによりどこを求めて、五%以上消費者物価が上昇した場合には、それに応じて恩給年額を改定すべきものとする。そういうことで将来の実効性を確保するという点から制度化するなど、所要の措置を講ずることが適当だ。こういう答申をされているのでございまして。

こういうことで、「消費者物価の上昇」ではぼ目の達し得るかもしれないが、しかしこの次の段落で出ておりますように、「しかしながら、恩給受給者がかつて公務員であった者またはその遺族であることにかんがみ、国家公務員の給与の上昇を勘案して恩給年額の調整を図ることが考えられる。」、こういう一つの項目を出しておられるわけでございまして。したがって、まあ一つの基準を物価に求めつつ、国家公務員の給与というものがいろいろ変わつてまいりますので、その給与上昇をある程度勘案するということが、やはり恩給受給者という立場からすると必要であらうと、こういう、つまり二条ノ二の一つの恩給特有の規定として、国家公務員給与というものを考える立場をとり、さらに国民の生活水準というもう一つの柱がございまして、そこで公務員の給与というものを、いま申しましたような、そこでとらえらる

え方はどこに趣旨があるかということになりますと、必然的に、いわゆる公務員としての生活水準がある程度国家公務員の給与の中にあはれていくであろう、こういう考え方で、その点からいいますと、公務員の生活水準と国民の生活水準とが一つの考え方の問題点になるところでございまして、そこでまた以下で、経済の成長に伴って国民の生活水準が著しく向上した場合、つまり生活水準向上というものと、いわゆる物価というものが上がりとは直接的には結びつかないで、物価の上がりというものに追いつくことと、それから生活水準の向上ということは当然並び得る柱である。こういうことで、公務員の生活水準の上がりをとらないときには国民の生活水準、こういう国民の生活水準の取り上げ方をいたしておるのでございます。

それをどういふふうに取り上げるかということ、「しかし」といふところから出ておりました。「消費者物価の上昇に応じて恩給年額の改定を行なつてもなお国家公務員の給与水準と恩給との格差が著しく隔絶している場合には、それをある程度解消することによって調整することが望ましい。こういうふうな原則をうたいました。ただし、この場合において、国家公務員の給与の上昇が国民の生活水準の伸びを上回るような特別の事情が生じた場合に国民の生活水準の推移ということで調整をしてまいる。こういうことで恩給年額の調整についての基本的な考え方を明らかにいたしましたのでございまして。以上のような恩給年額の調整における国家公務員の給与の上昇あるいは生活水準の推移に対する配慮については、他の公的年金制度その他諸施策との均衡を考慮することが必要であり、消費者物価の上昇に基づく調整の補完的要因として、政府の合理的な判断によるべきものと考えらるというふうな最終の一つの結論をいたしておりますのは、結局物価については五％上れば、それによって政府はある程度義務的に補正をし、調整をしていかなければならないが、

その他の要素につきましては、政府の合理的な判断によつてきめていく、こういう二元的な書き方で調整の内容を明らかにしておるわけでございます。

そこで、そういうことをもとにして、それでは調整の方向をどうするかという点が2に書いてございまして、調整の基準を適用する恩給年額の調整は、恩給年額の改定における最も基本的な措置であるから、各種の恩給受給者を区別しないで、一律に調整の場合には実施が必要である。もちろん、これまでの恩給年額の改定においてとられてきた遺族、傷病者、高齢者厚遇のための措置も妥当性が認められるところであり、また、将来においてもこれらの者を厚遇する必要性が生ずる場合があることも否定できない。しかし、こういう措置は、調整基準の適用とは別の問題として考えることが適当である。つまりこれは、御承知のように、現在はいわゆる基本的な恩給の年額というものを一応、たとえば今度の昭和四十二年度の改正の場合には一〇％の改善をいたしまして、これに六十五歳から七十歳未満の方々は一〇％を積んだ、さらに七十歳以上の方々は一八・五％を積んで、一つの仮定俸給の制度をとっておりますので、そういうこともあながち適当でないとはいえない。しかし、こういう点についてそれぞれ調整基準の適用とは別の措置として考えていくということが望ましいのではないかとこの態度を明らかにしているようにございまして。

3の項として経過措置がうたわれております。つまり、昭和四十年あるいは四十二年というふうな恩給の年額改定を行なつてきておるわけでございますが、しかし、かりに今度の調整規定を、たとえば審議会の答申を受けて政府側が措置をいたします場合には、そのスタートラインをどうするかという問題がございまして。したがって、調整規定を運用していく出発点において旧来穴があるならば、それをある程度埋めておく必要があるだろう、これが経過措置の中に入らわれておるわけでございます。この考え方は、昭和四十二年十月一日改定前の仮定俸給と国家公務員の給与の水準との間の格差について、ここに審議会が調整の基準として示しているその基準を参酌してある程度是正しておくという穴埋めをやっておく必要があるだろう、そうして現行の三本立て仮定俸給の統合をはかるということが適当である、こういうふうな趣旨を明らかにいたしておるわけでございます。

以上が調整規定の考え方として明らかにしたところでございまして、その他恩給に関する諸問題がございまして、これは非常に項目が多うございまして、ここにあげておりますのは総数五十四項目でございます。その五十四項目のうち、審議会が是としたものが二十六項目ございまして、それから、これは改定を非としておりますのが二十五項目ございまして、それから検討を要するものというのが二項目ございまして、条件の緩和をしたほうがいいというのが二項目、合計しまして五十四項目のこの問題についての意見を提出してあるわけでございます。

で、これを詳細申し上げますことは、時間の関係もございまいしよくかと存じますので、大体ここに答申されておりますそのあらわし方は、一つは、問題点という形で出されている問題はいろいろ内容のものであらうかというのを明らかにいたしますとともに、その問題に対してはこういう意見で、たとえば是である、あるいは非である、あるいはこの点については検討を要するわけというふうなあらわし方で意見を提出しておるわけでございます。この点は他の審議会のあるいは答申とかなり形が変わつておるかも知れませんが、審議会での話し合ひは、こういう問題はやはり非常に問題が技術的であると同時に、また一方には、恩給受給者側からすれば、ある程度納得のいくものではないかなるまい、こういうところから問題点を明らかにするとともに、その処理意見がある程度明らかにしてまいる、こういうことで第二の項目として、その他の問題の処理意見を提出しております。そこでおもだつたものだけを簡単に申し上げて、あとはいろいろまた今後機会もございまして、またときにお答えを申し上げたい、かように考えます。

まず、文官恩給についてはどういふ点が是認されて、またどういふ点が問題になつたかというところを、そのうちの若干を申し上げてみますと、退職時期によつて恩給年額の格差がございまして、この点は退職時に恩給の年額を考へていくという恩給制度でありまして、原則としては正しき人勤務年限を主として恩給の年額を考へていくという恩給制度でありまして、昭和二十三年の七月一日前の退職者の恩給については、これは給与制度が大きく変わったときでございまして、この不均衡部分については必要な範囲で是正する、かようなことになっておるわけでございます。また、長期に職者の現行の最低保障額、これは六万円、遺族については三万円となつておるわけでございますが、この点については他の公的年金制度との均衡を考へて増額していくことが必要である、こういう意見でございまして。これは必ずしも文官に限らず、その他の受給者のいわゆる長期に職者についても同じ考え方で進むという態度でございまして。

それから二番目に、旧軍人の恩給について申し上げますと、旧軍人の恩給につきましては、その仮定俸給を文官との均衡上、必要な範囲で引き上げるといふことを考へておる点でございまして。また、航空機に搭乗されたとか戦車に搭乗されたというふうな特別な職務に従事された方の職務加算というふうなものは、これはやはり認めていくべきであらう。それから、三年以上勤務された下士官以上の方には一時恩給を支給すべきであるというふうな是認の意見を出しておるわけでございます。なお、非常に旧軍人の関係の方々の御関心の深い加算年につきましては、恩給年額の基礎とすることについて現行の考え方が適当であるといたしておるのでございまして。

で、三番目に、傷病恩給についての概略の点を申し上げますと、傷病恩給につきましては、

特に重症者でありますところの特別項症の方に出されている年額は、第一項症の年額に十分の五を加えたものとなっておりますけれども、これを十分の七程度までに引き上げるといふことをこの内容としたしております。それから普通恩給を支給されております傷病年金につきましては、その減額制というものが出ておりますが、つまり、いわゆる第七項症と第一款症との間に、第一款症の金額がかなり高くしてございますので、普通恩給がつけますと、その軽いほうの第一款症のほうが高くなりますので、そこで減額制を行なっているのがありますが、それはある程度緩和したほうがよろしい、こういう御意見でございます。

それから、内地におきまして職務に関連して負傷し、あるいは罹病した方々に新しく特別傷病恩給を支給するというのが適当だと、こういう意見を提出いたしております。なお、目症程度のいわゆる軽い障害のある方でございますが、これに年金を支給してもらいたいという要求がございます。また、第二項症という、まあ比較的重い傷病者であります、この方々に、第一項症以上に支給しております介護手当、これを支給してもらいたいというふうな御意向があるんでありますが、これは適当でないという意見を示しておるわけでございます。

次に、四番目に公務扶助料について概略申し上げますと、公務扶助料につきましては、いわゆる扶養家族加給というものを公務員給与における扶養手当の改善を考慮してある程度増額するようになり、つまりこれは公務員給与についての家族手当が引き上げられておりますので、この場合にも扶養家族加給がある程度増額措置を考へることが望ましい。それから昭和十六年の十二月八日以降内地におきまして職務関連で死亡された方の遺族に支給される特別扶助料、この額をある程度引き上げますとともに、支給条件となつております死亡時期についての制限を廃止していくことがよからう、こういう意見が出されております。なお、こ

の特例扶助料の支給条件でありますところの負傷、罹病の時期を、いまは大東亜戦争以降に出しておりますが、それを支那事変にまでさかのぼらせるという要求があるわけでございますが、これは適当でないという意見も示しておるわけでございます。

第五に、その他として、琉球政府職員についてどういふふうに取り扱うかという点は、本土公務員と同様に扱うという趣旨のもとに、その格差をできるだけ解消するといふ方向で検討をしていく。また、海外の抑留者及び戦犯によって拘禁された方々については、その戦犯ないしは抑留を受けた方々は、自己の意思によらず自由の拘束を受けておられる等の事情を考慮して、必要な改善措置を考へる。それから外国政府職員であつた方に対する制限撤廃を、恩給の本旨に沿ひながら、終戦という特殊事情を考慮して、必要な範囲において条件を廃止、または緩和するといふふうな意見も示しております。

大体こういう、非常に簡単に申し上げまして恐縮でございますが、非常に多数の項目について、それぞれ項目別に意見を、一応こうあるべきだといふことを示しておるわけでございます。こういう意見が、結局恩給は、公務員が永年公務に従事して老齢となり、または公務によって傷病にかかり退職あるいは死亡した場合に、公務員本人、またはその遺族の適当な生活を維持するものであるという考えから出発をいたしております。すなわち、恩給は一般の勤労者を対象とする厚生年金あるいは一般の国民を対象とする国民年金とは異なり、あるいは国または地方公共団体の負担で給与せられる、いわゆる公務員対象の年金制度、これとも性格が異なつておる。こういうところから恩給の特殊事情といふものを頭に置きつつ、一方、先ほど申し上げましたような遺族、傷病者、老齢者、こういう人たちが多数を占めておる恩給の特質をわきまえて、必要な改善措置が望ましいという態度を明らかにいたしておるわけでございます。こういう、資料的にも非常に膨大な資料になつ

ておりますが、こういうたくさんな課題が恩給についていままで提示されておりますので、できるだけこれらをもつての審議会の答申の線で、将来の問題についての解決策を政府側としてもすみやかにやつてもらいたい、かようなことが審議会の今回の答申の概要でございます。

以上、まことに粗雑な御説明でございますが、審議会の審議の経過の概要と答申の概要を申し上げましたわけでございます。

○委員長(井川伊平君) 以上で説明は終わりました。本件につきましては、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十八分散会

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条(第十五条に規定するものの外)を「第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「(日本政府沖繩事務所)」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行う」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)」をいう。以下この項において同じ。」を加え、「連絡を行うこと」を「連絡及び協議を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規

定中「行ふこと」を「行なうこと」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 沖繩事務所は、沖繩島那覇に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、「同条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「この場合において」の下に、「当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」又はその出張所に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」又はその出張所に改める。

附則第四項中、「恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(旅券法の特例に関する法律の一部改正)
2 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖繩事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改める。

第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改める。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

8 この法律の施行前に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩事務所長がした処分又は手続とみなす。

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長に対してなされている手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩事務所長に対してなされた手続とみなす。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案

一、行政機関の職員の定員に関する法律案

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案
行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律

目次

第一章 総理府関係（第一条—第十条）

第二章 法務省関係（第十一条）

第三章 外務省関係（第十二条）

第四章 大蔵省関係（第十三条—第十五条）

第五章 文部省関係（第十六条—第二十七条）

第六章 厚生省関係（第二十八条）

第七章 農林省関係（第二十九条）

第八章 通商産業省関係（第三十条）

第九章 運輸省関係（第三十一条）

第十章 郵政省関係（第三十二条）

第十一章 労働省関係（第三十三条—第三十六条）

第十二章 建設省関係（第三十七条—第三十九条）

第十三章 自治省関係（第四十条—第四十二条）

附則

第一章 総理府関係

（総理府設置法の一部改正）

第一条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百一十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条に」、「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。

第五条第一項中「六局」を「五局」に改め、「青少年局」を削る。

第九条の二を削る。

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条を第十六条の二とし、第二章第三節中同条の前に次の一条を加える。

（青少年対策本部）

第十六条 総理府の機関として、青少年対策本部を置く。

2 青少年対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち、他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

3 青少年対策本部の長は、青少年対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

4 青少年対策本部長は、青少年対策本部の事務を統括する。

5 青少年対策本部に、青少年対策副本部長を置き、総理府総務長官をもつて充てる。

6 青少年対策副本部長は、青少年対策本部長を助け、青少年対策本部の事務を掌理する。

7 青少年対策本部に、次長その他の職員を置く。

8 この法律に定めるもののほか、青少年対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条中「科学技術会議の議長及び議員」の下に、「青少年対策本部長及び青少年対策副本部長」を加える。

（青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法の一部改正）

第二条 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総理府青少年局」を「総理府青少年対策本部」に改める。

（警察法の一部改正）

第三条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「六局」を「五局」に改め、「保安局」を削り、同条に次の一項を加える。

2 刑事局に、保安部を置く。

第二十条の見出し中「及び局長」を「局長及び部長」に改め、同条に次の二項を加える。

3 保安部に、部長を置く。

4 部長は、命を受け、部務を掌理する。

23 三条に次の三号を加える。

四 犯罪の予防に関すること。

五 保安警察に関すること。

六 警備及び警らに関すること。

23 三条に次の一項を加える。

2 保安部においては、前項第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

23 三条の二を削り、第二十三條の三を第二十三條の二とする。

（行政管理局設置法の一部改正）

第四条 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三局」を「一局」に改め、「統計基準局」を削り、同条第三項中「第二条第一号から第四号の二まで及び第十四号に掲げる事務」を「前条第一号から第十号までに掲げる事務及びこれに関する同条第十四号に掲げる事務」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二条第十一号から第十四号までに掲げる事務」を「前条第十一号から第十三号の二までに掲げる事務及びこれに関する同条第十四号に掲げる事務」に改め、同項を同条第四項とする。

第三条の二第三項中「及び統計基準局」を削り、同条第八項の表旭川行政監察局の項中「及び名寄市」を「名寄市及び富良野市」に改める。

第五条を次のように改める。

（特別な職）

第五条 行政管理局に、統計主幹一人を置く。

2 統計主幹は、命を受け、第二条第五号から第十号までに掲げる事務及びこれに関する同条第十四号に掲げる事務を統括整理する。

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

（統計法の一部改正）

第五條 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「統計基準局長」を「統計主幹(行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第五条第一項の統計主幹をいう。)」に改める。

(統計報告調整法の一部改正)

第六條 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「統計基準局長」を「統計主幹(行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第五条第一項の統計主幹をいう。)」に改める。

(防衛庁設置法の一部改正)

第七條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「六局」を「五局」に、「教育局」を「人事教育局」に改める。

第十二条に次の一号を加える。

五 自衛隊の部隊訓練の基本に関する事。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条(見出しを含む)中「人事局」を「人事教育局」に改め、同条に次の二号を加える。

五 職員教育訓練の基本に関する事(防衛局の所掌に属するものを除く)。

六 防衛研修所及び防衛大学校に関する事。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第八條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「六局」を「五局」に改め、「水資源局」を削る。

第七條の二に次の一号を加える。

七 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の施行に關すること。

第九条に次の二号を加える。

十六 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に關すること。

十七 水資源開発公団に關すること。

十九條の二を削る。

(公共用水域の水質の保全に關する法律の一部改正)

第九條 公共用水域の水質の保全に關する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「経済企画庁調整局」を「経済企画庁国民生活局」に改める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「五局」を「四局」に改め、「資源局」を削る。

第七條第一号中「次号、次条及び第八條」を「第八條まで」に改め、同条第三号中「原子力利用及び資源の総合的な利用に關するものを除く。以下次号において同じ。」を削り、同条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 資源の総合的な利用のための方策一般に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

六 前号に掲げるもののほか、資源の総合的な利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。

七 資源調査所に關すること。

第十条を次のように改める。

第十條 削除

第十六条中「無機材質研究所」を「資源調査研究所」に改める。

第二十條の四の次に次の一条を加える。

(資源調査所)

第二十條の五 資源調査所は、次に掲げる事務をつかさどる機關とする。

一 資源の総合的な利用に關する基礎的な事項を調査し、及び分析すること。

二 資源の総合的な利用に關する内外の資料を収集し、整理し、及び分析すること。

三 資源調査所の内部組織は、總理府令で定める。

第二章 法務省關係

(法務省設置法の一部改正)

第十一條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「七局」を「六局」に改め、「訟務局」を削り、同条第二項中「經理部及び司法法制調査部」を「司法法制調査部及び訟務部」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 大臣官房に、官房長を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

入国管理局に、次長一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第五條第一項に次の二号を加える。

二十三 行政に關する争訟に關する事項

第五條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

訟務部においては、第一項第二十二号及び第二十三号の事務をつかさどる。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條の三中「第五條乃至前條」を「第五條から第九條まで及び前二條」に改める。

第十三條の二第一項中「第六條第一号乃至第七号、第十條及び」を「第五條第一項第二十二号及び第二十三号、第六條第一号から第七号まで並びに」に改める。

第三章 外務省關係

(外務省設置法の一部改正)

第十二條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十局」を「九局」に、「北米局」を「アメリカ局」に改め、同条第二項中「國際資料部」の下に「及び領事移住部」を加える。

第七條第一項中第二十六号を第三十号とし、第二十二号から第二十五号までを四号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の四号を加える。

二十一 海外移住に關する事務処理のための企画立案に關すること。

二十三 海外移住に關しあつせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

二十四 海外移住に關する關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

二十五 海外移住事業団を監督すること。

第七條第二項中「第二十三号から第二十五号

まで」を「第二十七号から第二十九号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 領事移住部においては、第一項第十七号から第二十五号までの事務をつかさどる。

第九条見出しを「中」に「北米局」を「アメリカ局」に、「北米諸国」を「北米及び中南米の諸国」に改める。

第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とし、第九条の四を第九条の三とする。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「八局」を「七局」に改め、「国有財産局」を削る。

第六条第一項及び第二項中「財務参事官」を「財務官」に改め、同条第七項中「理財局及び国際金融局に次長各一人」を「理財局に次長二人、国際金融局に次長一人」に改める。

第十条第二号中「及び通貨制度」を「通貨制度及び国有財産制度」に改め、同条に次の九号を加える。

十八 国有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行なうこと。

十九 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。

二十 普通財産の管理及び処分をすること。

二十一 国の出資を行ない、これを管理すること。

二十二 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍)については、その設置並びに維持及び管理)をし、並びに国家公務員の宿舍の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括す

ること。

二十三 国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

二十四 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社に関すること。

二十五 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く)の返還、接収貴金属等の処理その他戦後の特殊財産の処理に関すること。

二十六 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続に関すること。

第十七条第一項の表金融機関資金審議会の項及び外国為替審議会の項を削る。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第十四条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 外国為替審議会(第六十四条の二・第六十四条の三)」を削る。

第七章の二を削る。

(外資に関する法律の一部改正)

第十五条 外資に関する法律(昭和二十五年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項中「大蔵大臣及び委員九人」を「委員十五人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 外資審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第十九条の三第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から

第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「関係行政機関の職員及び」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 会長は、会務を総理する。

第五章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第十六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 外局(第二十八号・第二十九号)」を削る。

「第三章 文化庁」を削る。

第十四条「第四十五号」に改める。

第六条第一項中「六局」を「五局」に改め、「文化局」を削る。

第七条中第十一号の次に次の三号を加え、第十四号の二を削る。

十一の二 広報に関すること。

十一の三 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十一の四 日本ユネスコ国内委員会に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

第十一条を削り、第十条の二を第十一条とする。

第十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 各局の所掌事務に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めに交渉し、及び締結す

ること。

第十三条第一項第四号中「及び第二十七号」を「第二十七号及び第四十三号」に改める。

第十四条中「第二十五号の三、第二十六号及び第二十七号」を「第二十五号から第二十七号まで」に改め、「国立近代美術館及び「国立国語研究所」を削る。

第十五条第一項中「国立近代美術館、国立西洋美術館」を削る。

第十九条第一項中「収集」を「収集し」に改める。

第二十条及び第二十条の二を削り、第二十条の三を第二十条とする。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十四条とし、第二十五条の三を第二十五条とする。

第二十七条第一項の表宗教法人審議会の項及び国語審議会の項を削り、同表高等専門学校審議会の項中「(昭和二十四年法律第二百七十七号)」を削り、同表著作権制度審議会の項及び臨時私立学校振興方策調査会の項を削る。

第三十一条中「秘書官及び文化財保護委員会の委員長である委員」を「及び秘書官」に改め、同条の表中「本省」を「一〇三、九五」に改める。

文化財保護委員会「一〇三、九五」に改め、

一人「本省」を「一〇三、六九四」に改め、

六人「文化庁」を「八〇三人」に改め、

同条を第四十五号とし、第三十条を第四十四号とする。

第三章を次のように改める。

第三章 文化庁

第一節 総則

(設置)

第二十八号 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、文部省の外局として、文化庁を置く。

(任務及び長)

第二十九条 文化庁は、文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行なうことを任務とする。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

(権限)

第三十条 文化庁は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一項第一号から第十二号まで、第十三号、第十七号から第十九号の二まで及び第二十号から第三十二号までに掲げる権限を行使する。

第二節 内部部局

(内部部局)
第三十一条 文化庁に、長官官房及び次の二部を置く。

文化部

文化財保護部

(特別な職)

第三十二条 文化庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(長官官房の事務)

第三十三条 長官官房においては、文化庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

一 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

二 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

三 機密に關すること。

四 長官の官印及び庁印を管掌すること。

五 総合調整を行なうこと。

六 法令案その他の公文書類の審査を行なうこと。

七 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

八 監察に關すること。

九 広報に關すること。

十 経費及び収入の決算を作成し、會計事務を行ない、並びに會計を監査すること。

十一 行政財産及び物品を管理すること。

十二 基本的な施策について、調査し、及び企画すること。

十三 国内における國際協力に關する事務を行ない、及び國際的諸活動について連絡調整すること。

十四 諸外國との人物交流に關し、条約その他の國際約束に従ひ、國際的取決めに交渉し、及び締結すること。

十五 教育、學術及び文化に係る國際文化交流の企画に關すること。

十六 國際文化交流に關する法人の設立の認可を行なうこと。

十七 國際文化交流に關し、第二十六條、第二十七條及び第四十三條に掲げる審議會等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

十八 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事項

(文化部の事務)

第三十四条 文化部においては、次の事務をつかさどる。

一 文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条において同じ。)の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に關すること(他部局に屬するものを除く。)

三 國語の改良及びその普及に關すること。

四 著作権の登録その他著作権に關する事務を行なうこと。

五 国立近代美術館、国立西洋美術館、国立國語研究所及び日本芸術院に關する事務を行なうこと(他部局に屬するものを除く。)

六 文化の振興及び普及のための補助に關すること。

七 文化に關する展示會、講習會その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

八 文化に關する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

九 文化に關する団体との連絡に關すること。

十 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

十一 宗教に關する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に關すること。

十二 文化又は宗教に關する法人(宗教法人を除く。)の設立の認可を行なうこと。

十三 文化の振興及び普及並びに宗教に關する国の行政事務に關し、第二十六條、第二十七條及び第四十三條に掲げる審議會等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

十四 その他文化の振興及び普及並びに宗教に關する国の行政事務に關し、文化庁の権限として法令の定める事項を処理すること。

(文化財保護部の事務)
第三十五条 文化財保護部においては、次の事務をつかさどる。

一 文化財(文化財保護法に規定する文化財をいう。以下同じ。)の保存及び活用に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

と。

二 文化財の指定に關すること。

三 文化財の管理、修理及び復旧に關すること。

四 現状変更の制限その他文化財の保護のための規制に關すること。

五 文化財の公開その他文化財の活用に關すること。

六 文化財に關する調査に關すること。

七 文化財の保存及び活用のための補助に關すること。

八 国立博物館及び国立文化財研究所に關する事務を行なうこと(他部局に屬するものを除く。)

九 文化財に關する展示會、講習會その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十 文化財に關する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

十一 文化財に關する法人の設立の認可を行なうこと。

十二 文化財の保存及び活用に關し、第二十六條、第二十七條及び第四十三條に掲げる審議會等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

十三 その他文化財の保存及び活用に關し、文化庁の権限として法令の定める事項を処理すること。

第三節 附屬機關

(附屬機關)

第三十六條 第四十三條に規定するもののほか、文化庁に、次の機關を置く。

国立博物館

国立近代美術館

国立西洋美術館

国立國語研究所

国立文化財研究所

日本芸術院

2 前項の機関(日本芸術院を除く。)の長は、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。
(国立博物館)

第三十七条 国立博物館は、文化財保護法第二条第一項第一号の有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行なう機関とする。

名	称	位	置
東京国立博物館		東京都	
京都国立博物館		京都市	
奈良国立博物館		奈良市	

3 国立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立近代美術館)

第三十八条 国立近代美術館は、国立西洋美術館の所掌に属するものを除き、近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行なう機関とする。

2 国立近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
東京国立近代美術館		東京都	
京都国立近代美術館		京都市	

3 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立西洋美術館)

第三十九条 国立西洋美術館は、昭和三十年十月八日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品並びに西洋美術に関するその他の作品及び資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行なう機関とする。

2 国立西洋美術館は、東京都に置く。

3 国立西洋美術館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立国語研究所)

第四十条 国立国語研究所については、国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の定めるところによる。

(国立文化財研究所)

第四十一条 国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行なう機関とする。

2 国立文化財研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
東京国立文化財研究所		東京都	
奈良国立文化財研究所		奈良市	

3 国立文化財研究所には、支所を置くことができる。

4 国立文化財研究所及びその支所の内部組織は、文部省令で定める。

(日本芸術院)

第四十二条 日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するために置かれる機関とする。

2 日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文部大臣が任命する。

3 日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができ。

4 日本芸術院の内部組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

(審議会)

第四十三条 文化庁に、次の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するのとおりとする。

種 類	目 的
国語審議会	国語及びローマ字に関する事項を調査審議すること。
著作権制度審議会	著作権制度に関する重要事項並びに著作権法(明治三十二年法律第三十九号)、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)に基づきその権限に属せられた事項を調査審議すること。
宗教法人審議会	文部大臣の諮問に應じて宗教法人に関する認証その他宗教法人法(昭和二十六年法律第三十六号)に基づきその権限に属せられた事項を調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議すること。
文化財保護審議会	文部大臣又は文化庁長官の諮問に應じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について文部大臣又は文化庁長官に建議すること。

2 前項に掲げる機関に置かれる委員は、他の法律に別段の定めがある場合を除くほか、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。

3 第一項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。
附則第十一項を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第十七条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二章 文化財保護委員会

目次

第一節 総則(第五條・第十五條) 第二章 削除」に、
第二節 事務局(第十六條・第十九條)
第三節 附屬機関及び事務局出張所(第二十條・第二十四條)
第四節 職員(第二十五條・第二十六條)

「第五章 史跡名勝天然記念物(第六十九條・第八十四條)を「第五章の二 文化財保護審議会(第六十九條・第八十四條の五)」に改める。

第二章第二項中「第二十一條第一項第一号、」を削り、「第五十五條第一項第四号」の下に、「第八十四條の三第一項第一号」を加え、同条第三項中「第二十一條第二項第十五号及び第十六号、」を削り、「第八十三條第一項第四号」の下に、「第八十四條の三第一項第五号及び第六号」を加える。

第二章 削除

第五條から第二十六條まで 削除

第二十七條中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第二十八條第三項中「委員会」を「文部大臣」に改め、同条第四項中「委員会規則」を「文部省令」に改め、同条第五項中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第二十九條第一項、第四項及び第五項中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第三十條中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第三十一條第一項及び第三項並びに第三十二條中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第三十二條の二第一項及び第二項並びに第三十二條の三第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第三十三條及び第三十四條中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第三十五條第二項及び第三項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第三十六條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第三十七條第一項及び第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第三十八條の前の見出し及び同条中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第三十九條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に、「その職員」を「文化庁の職員」に改める。

第四十條第二項中「委員会」を「文化庁長官」に、「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第四十一條第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十二條第一項中「委員会規則」を「文部省令」に改め、同条第二項から第四項まで及び第五項第三号中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十三條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会規則」を「文部省令」に改め、同条第三項及び第四項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十三條の二第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十四條及び第四十五條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十六條第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項及び第三項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十七條第一項から第三項までの規定中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第四項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十八條の前の見出し及び同条中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四十九條中「委員会」を「文化庁長官」に、「委員会」を「文化庁の」に改める。

第五十條中「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第五十一條第一項、第二項、第四項及び第五項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第六項中「委員会規則」を「文部省令」に改め、同条第七項中「委員会」を「文化庁長官」に、「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十六條の二中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十六條の三第一項、第二項及び第四項並びに第五十六條の四第一項、第二項及び第四項中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第五十六條の五中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十六條の六第一項、第五十六條の七第一項、第五十六條の八及び第五十六條の九第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十六條の十第一項及び第五十六條の十一第一項中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第五十六條の十三第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十六條の十五第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十七條第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五十七條の二第二項、第五十八條の前の見出し並びに同条第一項及び第二項、第五十九條第一項、第六十條から第六十二條まで並びに第六十三條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第六十九條第一項、第二項及び第四項、第七十條第二項、第七十條の二並びに第七十一條第一項及び第三項中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第七十一條の二第一項及び第二項並びに第七十一條の三第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第七十二條第一項中「委員会規則」を「文部省令」に改め、同条第二項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第七十六條第一項、第七十七條第一項及び第二項並びに第七十八條の見出し及び同条第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十條第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。

め、同条第四項及び第五項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十条の二第二項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十一条第一項、第八十二条及び第八十三条第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十四条第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 文化財保護審議会

(設置及び所掌事務)

第八十四条の二 文部省に、文化財保護審議会を置く。

2 文化財保護審議会(以下この章において「審議会」という。)は、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について文部大臣又は文化庁長官に建議する。

(審議会への諮問)

第八十四条の三 文部大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

二 重要無形文化財の指定及びその指定の解除

三 重要無形文化財の保持者の認定及びその認定の解除

四 重要民俗資料の指定及びその指定の解除

五 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

六 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行

三 重要文化財の現状変更又は輸出の許可

四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

五 重要文化財の買取り

六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

七 重要民俗資料の管理に関する命令

八 重要民俗資料の買取り

九 無形の民俗資料のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十一 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十二 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

十三 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可

十四 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

十五 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の現状回復の命令

十六 重要文化財の現状変更若しくは史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又はその許可の取消しの権限の都道府県教育委員会への委任

(委員等)

第八十四条の四 審議会は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する五人の委員で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員及び臨時専門委員を置くことができる。

(政令への委任)

第八十四条の五 この章に定めるもののほか、審議会の内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第八十五条第一項、第二項及び第四項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十五条の二を次のように改める。

第八十五条の二 削除

第八十五条の三中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十五条の四中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十五条の六第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第八十五条の七中「行政不服審査法」の下に「昭和三十七年法律第六十号」を加え、「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第八十七条第二項を削る。

第八十七条の二中「前条第一項」を「前条」に改める。

第八十八条第一項及び第二項中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第八十九条中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第九十条第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同項第五号中「委員会規則」を「文部省令」に改め、同条第三項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第九十一条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第九十二条第一項及び第三項中「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第四項を削る。

第九十三条中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第九十四条中「委員会」を「文部大臣」に改める。

第九十五条第一項及び第二項、第九十五条の三第一項、第九十六条並びに第九十七条中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第九十八条第三項中「委員会規則」を「文部省令」に、「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第九十九条第一項及び第四項、第一百条第一項、第一百一条第一項並びに第一百二条第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第一百三条中「委員会」を「文部大臣又は文化庁長官」に改める。

第四百零一条第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四百零二条(見出しを含む)中「委員会」を「文部大臣又は文化庁長官」に改める。

第四百零三条、第四百零四条並びに第四百零五条第三号及び第四百零六条中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四百零七条第一号中「委員会」を「文部大臣」に改め、同条第四百零八条及び第四百零九条中「委員会」を「文化庁長官」に改める。

第四百一十条第一項中「委員会」及び「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ」を「当該物件ヲ国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」に、「文化財保護法第二十七条第一項ノ規定ニ依リテ重要文化財トシテ指定シ」を「前条」に改め、同条第二項中「文化財専門審議会」を「文化財保護審議会」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

(著作権法の一部改正)

第十八条 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第二項、第二十七條第二項及び第三十六條ノ三中「主務大臣」を「文化庁長官」に改める。

(著作権に關する仲介業務に關する法律の一部改正)

第十九条 著作権に關する仲介業務に關する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条から第九条までの規定中「主務大臣」を「文化庁長官」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第二十條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一文部省の項を次のように改める。

文 部 省	文 化 庁
-------	-------

(国立国語研究所設置法の一部改正)

第二十一條 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。

第四条第二項中「一級の文部教官又は文部事務官のうちから」を「文化庁長官の申出により」に改める。

第七条第二項中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。

第九条中「の助言によつて、文部大臣」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第二十二條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第十四條」の下に「及び第三十六條第一項を加え、並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所を削る。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

第二十三條 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とし、第十二号の四を第十二号の三とし、第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

別表第一中「文化財保護委員会委員長」を削る。

(宗教法人法の一部改正)

第二十四條 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第二項中「學識経験のある者のうちから」の下に「文化庁長官の申出により」を加える。

第七十六條中「文部省文化局」を「文化庁文化部」に改める。

(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律の一部改正)

第二十五條 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第二十六條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。

第十四條第一項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「文化財保護委員会規則(以下「委員会規則」といふ。))」を「文部省令」に改め、同条第四項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第五項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第十五條第一項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「委員会規則」を「文部省令」に、「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。

第十六條中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。

第十七條第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十条中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。

(国立劇場法の一部改正)

第二十七條 国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六條(見出しを含む)及び第三十七條中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。

第六章 厚生省關係

(厚生省設置法の一部改正)

第二十八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第十三号の二の次に次の六号を加え、第五十一号の四から第五十一号の九までを削る。

十三の三 区域を定めて国立公園及び国立公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。

十三の四 国立公園の公園計画及び公園事業並びに国立公園の公園計画の一部を決定し、並びに国立公園の公園事業を執行し、又はその一部を地方公共団体その他の者に執行させること。

十三の五 国立公園及び国立公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定す

（中略）

十三の六 国立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与え、普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分違反した者に對し原状回復等を命ずること。

十三の七 温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

十三の八 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に對し、必要な指示をすること。

第六條第一項中「十局」を「九局」に改め、「国立公園局」を削り、同條第二項中「統計調査部」の下に「及び国立公園部」を加える。

第八條第一項中第十五号を第二十二号とし、第十四号の次に次の七号を加える。

十五 自然公園を保護し、国立公園及び国立公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。

十六 国立公園及び国立公園並びに温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

十七 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑を維持管理すること。

十八 国民厚生運動の普及発達を図ること。

十九 景勝地及び休養地に関し、国民厚生のため調査を行ない、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。

二十 国民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行ない、その整備改善を図ること。

二十一 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

第八條に次の一項を加える。

3 国立公園部は、第一項第十五号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一條の二を削る。

第二十九條第一項の表中 「厚生統計協議会」 厚生大臣の諮問に應じて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。

「厚生統計協議会」 厚生大臣の諮問に應じて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。

「自然公園審議会」 厚生大臣の諮問に應じて、国立公園及び国立公園に関する重要事項を調査審議すること。

「薬剤師試験審議会」 厚生大臣の諮問に應じて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。

「自然公園審議会」 厚生大臣の諮問に應じて、国立公園及び国立公園に関する重要事項を調査審議すること。

「薬剤師試験審議会」 厚生大臣の諮問に應じて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。

改める。

第七章 農林省関係

（農林省設置法の一部改正）

第二十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條の二」を「第十二條」に改める。

第五條第一項中「六局」を「五局」に、「蚕糸局」を「蚕糸園芸局」に改め、同條第二項中「統計調査部」を「企業流通部、国際部及び統計調査部」に改める。

第八條第一項第六号から第二十六号までを次のように改める。

六 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

七 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

八 農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。

九 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

十 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

十一 前二号に掲げるもののほか、農林省の所掌に係る商工業その他の事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。

十二 農畜水産物の卸売市場の整備を図ること。

十三 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十四 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。

十五 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十六 農林省の所掌事務に関し、一般消費者の利益の保護に関する事務を総括すること。

十七 日本農林規格に関すること。

十八 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十九 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（蚕糸園芸局及び食糧庁の所掌に属することを除く。）

二十 飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。（蚕糸園芸局及び食糧庁の所掌に属することを除く。）

二十一 農林省の所掌事務に係る国際協力に関する政策及び計画で基本的なものを立案すること。

二十二 農林省の所掌事務に係る国際協力及び賠償に関する事務を総括すること。

二十三 農林省の所掌事務に係る輸出入に関する連絡調整を行なうこと。

二十四 農林省の所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

二十五 農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行なうこと。

二十六 農林畜水産業及び農山漁業に関する統計その他農林省の所掌事務に係る統計を作成し、並びにこれに必要な調査を行なうこと。（他の所掌に属することを除く。）

第八條第二項中「前項第二十三号」を「第一項第二十五号」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 企業流通部においては、前項第九号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

3 国際部においては、第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第九條第一項第十八号中「農機具」を「肥料、農機具」に改め、「(肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。)」を削り、「生産に関するもの」の下に「次号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第二十号を削り、同項第十九号を同項第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。

十九 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十一年法律第三十八号)の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。

第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

第十二條を次のように改める。

(蚕糸國芸局の事務)

第十二條 蚕糸國芸局においては、次の事務をつかさどる。

一 蚕糸、國芸農産物等(第九條第二項第十四号に規定する農産物及び蚕糸以外の農産物をいう。以下この条において同じ。)及び砂糖類(砂糖、ぶどう糖及びでん粉並びにこれらの加工品である飲食料品をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費に関する行政に関する企画を行なうこと。

二 蚕糸及び蚕糸業専用物品、國芸農産物等並びに砂糖類の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する蚕糸業専用物品の生産に関するものを除く。)

三 蚕糸、國芸農産物等及び砂糖類に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四 蚕糸、國芸農産物等及び砂糖類の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

五 繭糸価格安定のための生糸及び繭の買入れ及び売渡しに関すること。

六 糸価安定特別会計の経理を行なうこと。

七 蚕糸の検査に関すること。

八 蚕病の予防を図ること。

九 蚕糸に関する知識の普及を図ること。

十 國芸農産物等の検査に関すること。(農産物検査法による検査に関するものを除く。)

十一 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。

十二 日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団の指導監督に関すること。

第十二條の二を削る。

第三十四條の表中

中央作況決定審議会	農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。
農林漁業用固定資産評価審議会	農山漁村の統計的経済調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要事項を調査審議すること。

農林統計審議会

農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関する重要事項を調査審議すること。

に改め、果樹農業振興

審議会の項の次に次のように加える。

甘味資源審議会

甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)及び砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)によりその権限に属させた事項を行なうこと。

第四十五條第一項中「飲食料品及び油脂」を「主要食糧を主たる原料とする飲食料品」に改める。

第四十六條中「第四十九号の二まで」を「第四十七号の三まで、第四十八号から第四十九号の二まで」に改める。

第四十七條中「四部」を「三部」に、「業務第一部」を「業務部」に改める。

第四十八條第一号中「飲食料品及び油脂」を「及びこれを主たる原料とする飲食料品(以下「主要食糧等」という。))」に改め、同條第二号を削り、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号中「主要食糧、飲食料品及び油脂」を「主要食糧等」に改め、同号を同條第三号とし、同條第五号中「主要食糧、飲食料品及び油脂」を「主要食糧等」に改め、同号を同條第四号とし、同條第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十條を削る。

第四十九條(見出しを含む)中「業務第一部」を「業務部」に改め、同條第四号中「輸入飼料」を「農産物等及び輸入飼料」に改め、同條に次の二号を加える。

六 主要食糧を主たる原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

七 主要食糧の流通及び加工に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

第三章第一節第二款中第四十九條を第五十條とし、第四十八條の二を第四十九條とする。

第五十二條(見出しを含む)中「及び甘味資源審議会」を削る。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

第五十六條第二項中「検査に関する事務」の下に「及び大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関する事務」を加え、同條第三項中「國芸局長」を「蚕糸國芸局長」に改める。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十局」を「九局」に、「鉱山局」を「鉱山石炭局」に改め、同條第二項中「化学肥料部及びアルコール事業部」を「アルコール事業部、鉱山石炭局に石炭部を」に改める。

第十一條第一項第二号中「以下同じ。」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第十三条(見出しを含む。)中「鉱山局」を「鉱山石炭局」に改め、第五号を第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発に関すること。

七 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に関すること。

八 石炭対策特別会計の経理を行なうこと。

第十三条第四号中「(石炭及び亜炭を除く。)」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 石炭及び亜炭並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

第十三条に次の一項を加える。

2 石炭部においては、前項第三号及び第六号から第八号までに掲げる事務、同項第五号に掲げる事務のうち石炭及び亜炭に関すること並びに同項第九号に掲げる事務のうち石炭及び亜炭並びにこれらの製品に関することをつかさどる。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第三十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八号の三」を「第二十八号の二」に改める。

第四号第一項第十四号の十二の次に次の六号を加える。

十四の十三 国際観光振興会を監督すること。

十四の十四 観光事業を助成すること。

十四の十五 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

十四の十六 旅行あつせん業を登録すること。

十四の十七 通訳案内業の試験を行なうこと。

十四の十八 ユースホステルセンターを設置し、及び運営すること。

第四号第一項第十四号の十一から第四十四号の十六までを削る。

第十九条第一項中「八局」を「七局」に改め、「観光局」を削り、同条第二項中「統計調査部」の下に「及び観光部」を加える。

第二十二條第一項中第二十一号を第二十九号とし、第二十号の次に次の八号を加える。

二十一 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二十二 国際観光振興会に関すること。

二十三 旅行あつせん業及び通訳案内業に関すること。

二十四 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

二十五 ホテル及び旅館の登録に関すること。

二十六 ユースホステルセンターに関すること。

二十七 観光宣伝に関すること。

二十八 観光部の所掌事務に関する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。

第二十二條第二項中「事務を」の下に「、観光部においては、同項第二十一号から第二十八号までに掲げる事務を」を加える。

第二十八号の三を削る。

第十章 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第三十二条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「監察局」を削る。

第六号第一項中第五号の四を削り、第十号の次に次の五号を加える。

十の二 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故(軽微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。

十の三 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十の四 郵政省の所掌事務の審査をし、及び調査をすること。

十の五 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

十の六 行政管理局の行なう郵政省に対する行政監察に関する連絡事務を処理すること。

第七号を次のように改める。

第七号 削除

第九号第十三号及び第十号第二十一号中「監察局」を「大臣官房」に改める。

第十二條第二項中「第七号」を「第六号第一項第十号の二から第十号の六まで」に改め、同条第四項中「同条第一項」の下に「第十号の二から第十号の六まで及び」を加える。

第十九条第一項の表臨時放送関係法制調査会の項を削り、同条第三項を削る。

第二十一條中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 大臣官房に首席監察官一人を置く。

4 首席監察官は、命を受けて第六号第一項第十号の二から第十号の六までに掲げる事項に関する事務を掌理する。

第十一章 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第三十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「六局」を「五局」に改め、「安全衛生局」を削り、同条第二項中「賃金部」を「安全衛生部及び賃金部」に改める。

第八号第一項第十号中「(同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分に限る。)」を削り、「最低賃金法及び労働福祉事業団法」を「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法、労働災害防止団体等に関する法律及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理及び監督を行なうこと。

第八号第一項第九号中「監督の実施」を「監督」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号から

第八号までを三号ずつ繰り下げ、同項第五号中「労働福祉事業団」の下に「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加え、同号を同項第八号とし、同項第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 産業安全に関すること（鉱山における保安に関するものを除く。）。

三 労働衛生に関すること（鉱山における通気及び災害時の救護に関するものを除く。）。

四 じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関すること。

第八号第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「同項第十号」を「同項第十四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 安全衛生部は、前項第二号から第四号までに掲げる事務、同項第八号に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関するもの、同項第十三号に掲げる事務並びに同項第十四号に掲げる事務のうちじん肺法、労働災害防止団体等に関する法律及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（同法第三条の規定による使用者及び労働者の義務、同法第五条の規定による健康診断並びに同法第六条の規定による作業の転換等の措置に関する部分に限る。）の施行に関するものをつかさどる。

第八号の二を削る。

（労働基準法の一部改正）

第三十四条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「及び安全衛生局」を削る。

第九十九条第一項中「安全衛生局」を削り、同条第二項中「安全衛生局長」を削る。

第一百零一条第一項中「（安全及び衛生に関するものを除く。）」、「及び権限の行使」及び「（安全及び衛生に関する部分を除く。）」を削り、同条第三項中「又は安全衛生局長」を削り、同条第四項及び第六項中「安全衛生局長」を削り、同条第二項を削る。

第一百零二条第二項中「安全衛生局長並びに」及び「又は安全衛生局長」を削り、同条第二項中「若しくは安全衛生局」を削る。

（鉱山保安法の一部改正）

第三十五条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出し中「安全衛生局長」を「労働基準局長」に改め、同条第二項中「労働省安全衛生局長」を「労働省労働基準局長」に改める。

（じん肺法の一部改正）

第三十六条 じん肺法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「労働省安全衛生局」を「労働省労働基準局」に改める。

第十二章 建設省関係

（建設省設置法の一部改正）

第三十七条 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六局」を「五局」に改め、「管轄局」を削り、同条第二項中「前条第二十五号の四」の下に「第二十六号、第二十七号」を加え、「同条第二十六号の二、第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務（他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。）」を「同条第二十六号の二に規定する事務のうち建物の営繕に関するもの並びに他の局及び附属機関の所掌に属しないもの、同条第

二十六号の三及び第二十九号に規定する事務（他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。）、同条第二十六号の四及び第二十六号の五に規定する事務で建物の営繕に関するもの」に改め、同条第三項中「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同条第八項を削る。

第四条の二第一項中「計画局に宅地部を」と「大臣官房に官庁管轄部を、計画局に宅地部を」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 官庁管轄部においては、第三条第二十六号及び第二十七号に規定する事務並びに同条第二十六号の二、第二十六号の四及び第二十六号の五に規定する事務で建物の営繕に関するものをつかさどる。

第十条第一項の表住宅対策審議会の項を次のように改め、同表宅地審議会の項を削る。

住宅地審議会

建設大臣の諮問に依りて住宅に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政機関に建議し、その他住宅建設計画法に基づく権限を行なうこと並びに建設大臣の諮問に依りて宅地制度、不動産の鑑定評価及び宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に建議すること。

（公営住宅法の一部改正）

第三十八条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「住宅対策審議会」を「住宅地審議会」に改める。

（住宅建設計画法の一部改正）

第三十九条 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条第一項中「住宅対策審議会」を「住宅地審議会」に改める。

第十三章 自治省関係

（自治省設置法の一部改正）

第四十条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「四局」を「三局」に改め、「選挙局」を削り、同条第二項中「公務員部」の下に「及び選挙部」を加える。

第十条第一項第十号を次のように改める。

十 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する調査を行ない、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

第十一条第一項に次の十号を加える。

十一 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査を行ない、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

十二 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する調査を行ない、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

十三 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行ない、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

十四 前四号に掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に関すること。

十五 第十号から第十三号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝に関すること。

十六 政党その他政治団体に關すること。

十七 国会議員の選挙等の執行經費の基準に關する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の施行に關すること。

十八 第十四号に定めるものを除くほか、中央選挙管理会に關する予算の要求及び配付に關すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、地方自治法及び公職選挙法並びにその他の法律に基づく自治大臣の地方行政及び選挙等に關する権限の行使に關すること。

二十 選挙制度審議会の庶務に關すること。

第三 選挙部においては、第一項第十号から第十八号までに掲げる事務、同項第十九号に掲げる事務のうち選挙等に關する権限の行使に關するもの及び同項第二十号に掲げる事務をつかさどる。

第十一條 削除

(公職選挙法の一部改正)

第四十一條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第十六項中「自治省選挙局」を「自治省行政局」に改める。

(選挙制度審議会設置法の一部改正)

第四十二條 選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第九條中「自治省選挙局」を「自治省行政局」に改める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三章の規定は、昭和四十三年八月一日から施行する。

(経過規定)

二 この法律の施行の際現に文部省文化局、文化財保護委員会事務局、文部省の附属機関(この法律の規定により文化庁の相当の附属機関となるものに限る。)又は文化財保護委員会の附属機関(文化財専門審議会を除く)の職員である者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて文化庁の相当の職員となるものとする。

三 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に關する仲介業務に關する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。

四 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に關する仲介業務に關する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣に対してされている申請、届出その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官に対してされた手続とみなす。

五 この法律の施行の際現に効力を有する文化財保護委員会規則は、文部省令としての効力を有するものとする。

行政機関の職員の定員に關する法律案

行政機関の職員の定員に關する法律(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。

第二条 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三 自衛官

四 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に關する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第五条に規定する常勤の職員

(総理府及び各省等の定員)

第二条 内閣の機関並びに総理府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、国の経営する企業ごとに、政令で定める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(内閣法の一部改正)

二 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二に次の一項を加える。

六 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

(内閣法制局設置法の一部改正)

三 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

(国防會議の構成等に關する法律の一部改正)

四 国防會議の構成等に關する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

五 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十一條第二項及び第二十二條の二を削る。

(総理府設置法の一部改正)

六 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十二條」に改める。

第二十三條を削る。

附則第六項を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の八を削る。

(警察法の一部改正)

八 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

一八

- 第三十五條を次のように改める。
第三十五條 削除

9 (土地調整委員会設置法の一部改正)
土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
第二十条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

10 (首都圏整備法の一部改正)
首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第十六条第三項を削る。

11 (宮内庁法の一部改正)
宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十一條を削る。

12 (行政管理庁設置法の一部改正)
行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第十一條を削る。

13 (北海道開発法の一部改正)
北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十八條を削る。

14 (防衛庁設置法の一部改正)
防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第七條の見出しを「自衛官の定数」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「前項の本庁の定員のうち」を削り、同項を同条とする。

15 (自衛隊法の一部改正)
自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第五項を次のように改める。
この法律において「隊員」とは、防衛庁の職員で、長官、防衛政務次官、防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の勞務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議會、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議會の委員以外のものをいう。
第三十三条中「防衛庁設置法」の下に「(昭和二十九年法律第六十四号)」を加える。
第六十六條第二項及び第七十條第三項中「防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員」を「防衛庁の職員」に改める。

16 (経済企画庁設置法の一部改正)
經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條を削る。

17 (科学技術庁設置法の一部改正)
科學技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十四條を削る。

18 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十三條の十七を削る。
第十七條中「第十三條の十七に定める職員」を「法務省の職員」に改める。

19 (検察庁法の一部改正)
檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條及び第三十條を次のように改める。
第二十九條及び第三十條 削除

20 (公安審査委員会設置法の一部改正)
公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第十四條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

21 (公安調査庁設置法の一部改正)
公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

22 (外務省設置法の一部改正)
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第三十條を次のように改める。
第三十條 削除

23 (大蔵省設置法の一部改正)
大藏省設置法(昭和二十四年法律第四百四十号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第四十九條」を削る。
第四十九條を削る。

24 (文部省設置法の一部改正)
文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第四十五條」を削る。
第四十五條を削る。

25 (国立学校設置法の一部改正)
國立學校設置法(昭和二十四年法律第五百五十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八條」を「第八條・第九條」に、「職員及び職(第九條・第十一條)」を「職及び職員(第十條・第十一條)」に改める。
第九條の前の章名を削り、同条を次のように改める。
第九條 削除
第四章 職及び職員
附則中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

26 (厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第三十八條」を削る。
第三十八條を削る。

27 (農林省設置法の一部改正)
農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第九十一條」を削る。
第九十一條を削る。

28 (通商産業省設置法の一部改正)
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第五十條」を削る。
第五十條を削る。

29 (運輸省設置法の一部改正)
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第八十三條」を削る。
第八十三條を削る。

30 (郵政省設置法の一部改正)
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五條及び第二十六條を次のように改める。
第二十五條及び第二十六條 削除

31 (労働省設置法の一部改正)
勞働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第二十二條」を削る。
第二十二條を削る。

32 (建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十九條を次のように改める。
第十九條 削除

33 (自治省設置法の一部改正)
自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十六條を削る。

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願(第二三三九号)(第二三三〇号)(第二三三一一号)(第二三三二二号)(第二三三九三号)(第二三三九四号)

第二四〇三号 昭和四十三年三月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市五ヶ庄西浦 児島や
よい外百二十四名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

請願者 名古屋市熱田区千代田町一ノ四
村松兼好外二百十六名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二四〇四号 昭和四十三年三月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 京都府船井郡園部町會我谷 杉森
寛外二百四十九名
紹介議員 成瀬 暢治君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二五八一号 昭和四十三年三月四日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県沼津市丸子町七六八 水口
徳二外三十四名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二四二九号 昭和四十三年三月二日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 新潟市江口四、〇二二 山田助一
外百十四名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二五八二号 昭和四十三年三月四日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草十九軒町五五四
ノ二居相方 竹中慧外九十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二四三〇号 昭和四十三年三月二日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（二通）
請願者 千葉市蘇町二ノ五ノ二 市川正勝
外五十名
紹介議員 木村 誠八郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二五八三号 昭和四十三年三月四日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（五通）
請願者 静岡県御殿場市川島田四七二ノ三
杉山典善外二百四十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二四六九号 昭和四十三年三月二日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 大阪府茨木市初春日四ノ一ノ五五
藤原正吉外九十二名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二六〇五号 昭和四十三年三月五日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（四通）
請願者 長野市篠ノ井大字石川一、四六一
酒井秀一外百五十五名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二四七〇号 昭和四十三年三月二日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（五通）
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二六〇六号 昭和四十三年三月五日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（四通）
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二六一九号 昭和四十三年三月六日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（二通）
請願者 横浜市戸塚区笠間町七五〇 本郷
治彦外四十名
紹介議員 木村 誠八郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二六四五号 昭和四十三年三月六日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（五通）
請願者 熊本市小島上町一、六六七 吉川
哲治外二百六十名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二七〇三号 昭和四十三年三月七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（三通）
請願者 北九州市門司区西海岸通埋立地
三宅徹外九十二名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二七〇三号 昭和四十三年三月七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（三通）
請願者 北九州市門司区西海岸通埋立地
三宅徹外九十二名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二七一八号 昭和四十三年三月七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
（六通）
請願者 宮崎市松橋町二ノ五〇 黒木富子
外百七十七名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二三三八号 昭和四十三年三月一日受理
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願（三通）
請願者 三重県津市大字下都田字徳田三三
財団法人三重県傷病軍人会内 松
村黄次郎外二名
紹介議員 山下 春江君
傷病恩給等について、左記のとおり是正措置を講
ぜられたい。

◎恩給法の不均衡是正に関するもの。
一、傷病恩給の増額、とくに戦國公務の額への
算出基準の是正。
1 傷病恩給支給額を現況に適合する額に増
額すること。
2 すみやかに戦國公務の額への是正を図る
こと。
3 階級差廃止に伴う不均衡の是正を図るこ
と。

二、普通恩給受給者の傷病年金減額制をすみや
かに廃止すること。
三、普通恩給年額の是正。
1 近時国民年金法その他所得給付関係法規
の改正により月額五千円ないし一万円年金
が実現しつつあるとき、戦傷病者に給され
る普通恩給について、これらとの均衡を考
慮し抜本的是正をすること。
2 昭和二十八年法律第五十五号附則第十
三条第二項の規定を復活するとともに、年
齢制限を廃止すること。
四、特別加給の是正。
第三項以下増加恩給及び傷病年金にも次
のとおり加給すること。

第三項ないし第七項 二万四千円
第一款ないし第四款 一万二千円
五、増加恩給受給者と公務扶助料の統一等。
（増加恩給受給者が死亡したときは、生前
うけていた増加恩給の受給条件を死亡後そ
の遺族に生かす方途を講ずるか又は、すべ
て第二号の規定による扶助料を支給するこ
と。）

六、職務関連傷病者に対する非公務取扱いを

すみやかに是正し、傷病恩給を支給すること。

七、法の改正等混乱時の時効失権者となつた戦傷病者に一定期間時効を中断し傷病恩給を支給すること。また、現認証明書又は、事実証明書等公務傷病の認定に要する資料を所持していない者に對して特別の措置を講ずること。

八、目症者に年額一万二千円を下回らない年金を支給すること。

九、増加恩給の特別項症の金額を是正すること。

(第一項症の額に、総合された不具廃疾の症項の額を加えた額に是正すること。)

十、受傷、もしくは、病後二十年を経過した有期傷病恩給を無期恩給に改定すること。

十一、傷病年金の扶養加給の制限廃止等

1 現在傷病年金の扶養加給は、受給者の妻だけに制限されているが、現扶養家族に支給するように制限を廃止すること。

2 家族加給を現在の経済情勢等に適合するようには正すること。

十二、傷病年金受給者の死亡後における遺族補償として、一定額の扶助料を支給すること。

●増加恩給受給権者の共済組合法における不均衡是正に関するもの。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法及び公共企業体職員共済組合法の実施により恩給公務員であつた更新組合員のうち、増加恩給受給権者については、増加恩給の選択により、から回期間の発生、納付金の掛捨、終身受給である増加恩給の放棄等の不利な問題が生じているのは是正すること。

(増加恩給受給権者を傷病年金受給権者と全く同じ取扱いはするようすみやかに措置すること。)

第三三三九号 昭和四十三年三月一日受理

各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願(二通)

請願者 三重県四日市市天ヶ須賀二ノ一六ノ五 水谷十七八外一名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二一六三号と同じである。

第三三九二号 昭和四十三年三月一日受理

行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金の差別撤廃等に関する請願

請願者 長崎県島原市加美町一、〇二五 上田芳典外百十五名

紹介議員 秋山 長造君

公務員労働者の待遇に關し、左記の措置を講ぜられたい。

一、行政職俸給表(二)、海事職俸給表(二)及び医療職俸給表(二)を適用されている労働者に対する賃金、身分等いつさいの差別を撤廃すること。

二、公務員労働者の定年制法制化を行わず、退職奨励を定めること。

三、臨時職員を全員定員化し、欠員の補充を完全に行ない、また、業務の下請け化は行なわれないこと。

四、退職手当については、勤続一年につき十万円を最低として支給割合を大幅に改善し、上限制限を撤廃し、全額免税とすること。

五、退職年金については、支給額の引上げとスライド制を実現するとともに、年金掛金がかけ捨てにならないよう合理的措置をとること。たとへば、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金については適用範囲を拡大して支給する等の措置をとること。

六、病気になるがちな高齢者に、無料の健康管理と医療を保障するとともに、健康的な無料住宅を家族と地域に建てること。

第二四〇五号 昭和四十三年三月一日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に關する請願

請願者 和歌山県小松原通一ノ一和歌山県建設技術協会内 福原元次郎外二千三十五名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

請願者 和歌山県小松原通一ノ一和歌山県建設技術協会内 福原元次郎外二千三十五名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第二五五八号 昭和四十三年三月四日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に關する請願

請願者 大阪府東区大手前之町大阪府庁内全日本建設技術協会大阪府地方協会内 石橋金一郎外千四百四十七名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第二五五九号 昭和四十三年三月四日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に關する請願(二通)

請願者 秋田市山王四ノ一ノ一秋田県建設技術協会内 佐々木誠一郎外七千三百二名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第二六〇三号 昭和四十三年三月五日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に關する請願

請願者 京都市上京区下立売通新町西入ル京都府建設技術協会内 内藤史良外九百四十五名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第二四一八号 昭和四十三年三月二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県下益城郡中央村堅志田四五青木保馬外三十六名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四一九号 昭和四十三年三月二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 島根県美濃郡美都町大字仙道六九六ノ二 澄出弘外十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二〇号 昭和四十三年三月二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県柏崎市東本町一ノ七ノ二八月岡亮一外二十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二二号 昭和四十三年三月二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市市川町五七一坂井光男外二十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二三号 昭和四十三年三月二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県沼垂五、五四〇 入倉洋子外十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二四号 昭和四十三年三月二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 新潟県三島郡手板町大字手板甲三
四 五十嵐仙一外二十五名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二五号 昭和四十三年三月二日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 群馬県高崎市大八木町一、九六五
茂木正男外三名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二六号 昭和四十三年三月二日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 新潟県糸魚川市大字新田八三 小
田島三郎外三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二七号 昭和四十三年三月二日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 新潟県加茂市大字矢立新田四〇七
有本元一外十九名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四二八号 昭和四十三年三月二日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 群馬県前橋市元総社町一二五ノ二
六三 関口勉外三名

紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇〇号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本市健軍町上の原五、一八一ノ

一〇 矢野信幸外二十六名
紹介議員 伊藤 頼道君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇一号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡小国町宮原二九ノ一
内山力外四十五名

紹介議員 稻葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇二号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県清水町万石二五四ノ三
山口昭外四名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇三号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県市花園町七九六 清田裕一外
四名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県八代市迫町二、〇三七 馬
場和代外三十五名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇五号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県玉名市小浜五七〇 横手茂
外三十九名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇六号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町上鹿野二、
九六六 福田三郎外四十四名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県八代郡千丁村新牟田一、一
三七 松本道雄外四十一名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県上益城郡御船町大字御船七
三二 大久保久男外二十三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十三年三月四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 島根県松江市鷹津町五九九 福田
磨寿穂外十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九三号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県人吉市鬼木町五五三ノ四
土肥公子外四名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九四号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町三、一四五ノ

五 福田繁雄外一名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九五号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市戸坂町二ノ三 今元司外一
名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九六号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県新生町三〇ノ八 渡辺馨外
十三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九七号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市段原東浦町八〇七 行宗ひ
ろみ外二十八名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九八号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県三次市東河内町一、九五三
竹常明治外二十一名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九九号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県高田郡甲田町浅塚五二五
児玉好喜外三十名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六〇〇号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 広島市霞町四三五 伊藤竜恵外十三名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六〇一号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市南段原町七二八 吉田豊外二十一名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六〇二号 昭和四十三年三月五日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 島根県那賀郡三隅町三隅 小川弘治外二十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二二号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県球磨郡錦町一武二、一九四ノ一〇 鳥飼孝清外四名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二三号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 北海道根室市大正町二 池高光武外二名

紹介議員 松本 忠二君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二四号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県上益城郡嘉島村上島二、四七一 武田節夫外十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二五号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 東京都大田区中央八ノ二一ノ一二 斎藤方 河原宏外二名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二六号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 東京都小金井市最町五ノ一一ノ二 木村順一外二名

紹介議員 野々山 一三君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二七号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 東京都品川区北品川二ノ三二ノ五 浦川武敏

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二八号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 北海道根室市昭和町一ノ二七 相原進外二名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六二九号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字板敷一九〇 藤本厚外四名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六三〇号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代二、六八七ノ一 白賀武美外五名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六三二号 昭和四十三年三月六日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 北海道釧路市桂恋二一九 菅野童一

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六三三号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 熊本県山田郡大塘町一、一五九 杉本重敏外五名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六九四号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市尾長町二ノ二七 片山経子外三名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六九五号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県豊田郡本郷町南方 池田幸彦外三名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六九六号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡五日市町 稻葉静記

外四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六九七号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県福山市北吉津町七四九ノ七 高見勝治外四名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六九八号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県高田郡向原町戸島三、二〇九 藤川正義外四名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二六九九号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 新潟県高田市木町一ノ二四ノ一 勝島昌美外一名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七〇〇号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口市西惣太夫三三四ノ三 中野三枝子外一名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七〇一号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 島根県松江市薦津町四五六 月森迪夫外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七〇二号 昭和四十三年三月七日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 山口県下関市大字関後地村二、一
〇〇 加藤貴子外五名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二五九二号 昭和四十三年三月五日受理
恩給処遇の不合理等正に關する請願
請願者 熊本県天草郡橋本町大字馬場二、
九九一 前田信雄外百五十四名

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二六〇四号 昭和四十三年三月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 福島市宮下町八ノ一三 水野末治
外三千二百一名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二六一七号 昭和四十三年三月五日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願(二通)
請願者 長野市大字浅川字西条一三ノ八
一 金子忠雄外三十四名

紹介議員 北村 暢君
公務員の賃金等について、左記事項の実現を圖ら
れたい。

一、賃金を一律八千円引き上げること。
当面、(1) 実施時期を値切らないこと。
(2) 上厚下薄を是正し、大幅に底上げ
すること。

(3) 賃金の地域格差を是正し、住宅手
当を新設すること。

二、日額旅費制度を撤廃し、すべて正規旅費規程

を適用すること。

三、特殊勤務手当を大幅に増額すること。
四、勤務評定制度を撤廃し、勤勉手当の成績率に
よる差別支給をやめること。

五、宿日直制度を撤廃すること。さしあたり宿日
直手当を大幅に引き上げること。

第二六一八号 昭和四十三年三月六日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に
關する請願

請願者 大分県竹田市大字竹田一、五〇八
百合安夫
紹介議員 村上 春藏君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第二七〇四号 昭和四十三年三月七日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に
關する請願

請願者 大分県竹田市大字会々二、一九二
秋田順治
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第二七〇五号 昭和四十三年三月七日受理
金し敷章受章者の処遇に関する請願
請願者 高知県吾川郡伊野町枝川四六五高
知県殊勲者連盟会内 田上均

紹介議員 堀見 俊二君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、昭和四十二年度における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年
金の額の改定に關する法律の一部を改正する
法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改
定に關する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の
改定に關する法律の一部を改正する法律

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改
定に關する法律(昭和四十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条第五項中「第二項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又
は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」
に改め、「額は」の下に「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについてはを加え、」と
して、同項を「とし、同年十月分以後については、前項中「別表第一の二の仮定俸給」とあるのは、
「別表第一の二の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十
歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」として、それぞれ第一項若しくは
第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の
基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給(第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とし
た年金については、前二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金
額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の
規定を準用して算定した額に改定する。

第二条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第
二項を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項におい
て読み替えられた同号」に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えられた同
号」に、「同項」を「前二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項
又は第六項に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同
項の次に次の一項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に
掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」とあるのは「別表第四の二」と、同項第二号中「十万二
千円」とあるのは「十一万一千円」と、「十一万九千円」とあるのは「十二万五千五百円」と、「十一万
一千円」とあるのは「十一万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないとき
は、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基
礎となつてゐる別表第一の仮定俸給(次項又は第六項において準用する前条第六項の規定により次
項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項又は第六項
において準用する同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年
金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前項
の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表
第三の二」と読み替えるものとする。

第三の二」と読み替えるものとする。

第三の二」と読み替えるものとする。

第三の二」と読み替えるものとする。

第三の二」と読み替えるものとする。

第三の二」と読み替えるものとする。

第三条の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「第一条第四項及び第五項」を「第一条第五項及び第六項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第三条第二項及び第三項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「第三条第二項」を「第三条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に、「次項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、前項の規定に準じて算定した額とする。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第二項」と、「別表第二」とあるのは「別表第二の二」と読み替えるものとする。

第三条第一項中この項の下に「及び次項」を、「規定。次項」の下に「及び第三項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十三年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する（第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前項の規定により、昭和四十二年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

別表第一の仮定俸給	仮定俸給
九、四六〇円	一〇、三二〇円
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇

一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、七七〇
一四、〇九〇	一五、三七〇
一四、四五〇	一五、七六〇
一四、七九〇	一六、一四〇
一五、二〇〇	一六、五八〇
一五、七八〇	一七、二一〇
一六、二六〇	一七、七四〇
一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	二〇、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、八八〇	二一、六八〇
二〇、三五〇	二二、二〇〇
二〇、九九〇	二二、九〇〇
二一、六一〇	二三、五七〇
二二、八四〇	二四、九二〇
二三、一七〇	二五、二七〇
二四、一〇〇	二六、二九〇
二五、三六〇	二七、六六〇
二六、七四〇	二九、一七〇
二七、四四〇	二九、九四〇
二八、一二〇	三〇、六七〇
二九、〇八〇	三一、七三〇
二九、六四〇	三二、三四〇
三一、二九〇	三四、一四〇
三一、一一〇	三五、〇三〇
三一、九六〇	三五、九五〇

三四、六一〇
 三六、二七〇
 三六、六九〇
 三八、〇六〇
 四〇、〇〇〇
 四一、九三〇
 四三、一二〇
 四四、二八〇
 四六、六三〇
 四八、九八〇
 四九、四六〇
 五一、三三〇
 五三、六八〇
 五六、〇三〇
 五八、三八〇
 五九、八五〇
 六一、四三〇
 六四、四六〇
 六七、五三〇
 六九、〇六〇
 七〇、五六〇
 七三、五九〇
 七四、九八〇
 七六、六三〇
 七九、六八〇
 八二、九八〇
 八四、六九〇
 八六、三一〇
 八八、〇〇〇

三七、七五〇
 三九、五六〇
 四〇、〇三〇
 四一、五二〇
 四三、六四〇
 四五、七四〇
 四七、〇四〇
 四八、三一〇
 五〇、八七〇
 五三、四四〇
 五三、九五〇
 五五、九九〇
 五八、五六〇
 六一、一三〇
 六三、六八〇
 六五、二九〇
 六七、〇一〇
 七〇、三二〇
 七三、六六〇
 七五、三四〇
 七六、九七〇
 八〇、二八〇
 八一、八〇〇
 八三、六〇〇
 八六、九二〇
 九〇、五三〇
 九二、三九〇
 九四、一五〇
 九六、〇〇〇

備考

年金額の算定の基準となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が、九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の一二〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二の二

別表第一の二の仮定俸給	第 一 欄	第 二 欄
一〇、三三〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一、〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一、〇五〇	一、八五〇
一五、三七〇	一、〇九〇	一、九三〇
一五、七六〇	一、一二〇	一、九八〇
一六、一四〇	一、一四〇	二、〇二〇
一六、五八〇	一、一八〇	二、〇七〇

一七、二二〇
一七、七四〇
一八、二五〇
一八、八六〇
一九、四八〇
二〇、一五〇
二〇、八三〇
二一、六八〇
二二、二〇〇
二二、九〇〇
二三、五七〇
二四、九二〇
二五、二七〇
二六、二九〇
二七、六六〇
二九、一七〇
二九、九四〇
三〇、六七〇
三一、七三〇
三二、三四〇
三三、一四〇
三五、〇三〇
三五、九五〇
三七、七五〇
三九、五六〇
四〇、〇三〇
四一、五二〇
四三、六四〇
四五、七四〇

一、二二〇
一、二六〇
一、二九〇
一、三四〇
一、三八〇
一、四三〇
一、四八〇
一、五三〇
一、五八〇
一、六三〇
一、六八〇
一、七三〇
一、七九〇
一、八六〇
一、九六〇
二、〇七〇
二、一二〇
二、一八〇
二、二四〇
二、二九〇
二、四二〇
二、四八〇
二、五五〇
二、六八〇
二、八〇〇
二、八三〇
二、九四〇
三、〇九〇
三、二四〇

二、一五〇
二、二二〇
二、二八〇
二、三六〇
二、四三〇
二、五二〇
二、六〇〇
二、七一〇
二、七八〇
二、八七〇
二、九五〇
三、一二〇
三、一六〇
三、二八〇
三、四六〇
三、六五〇
三、七四〇
三、八三〇
三、九七〇
四、〇四〇
四、二七〇
四、三八〇
四、四九〇
四、七二〇
四、九五〇
五、〇〇〇
五、一九〇
五、四五〇
五、七二〇

四七、〇四〇
四八、三一〇
五〇、八七〇
五三、四四〇
五三、九五〇
五五、九九〇
五八、五六〇
六一、一三〇
六三、六八〇
六五、二九〇
六七、〇一〇
七〇、三二〇
七三、六六〇
七五、三四〇
七六、九七〇
八〇、二八〇
八一、八〇〇
八三、六〇〇
八六、九二〇
九〇、五三〇
九二、三九〇
九四、一五〇
九六、〇〇〇
九七、七八〇
一〇一、三九〇
一〇五、〇〇〇
一〇六、七八〇
一〇八、六二〇

三、三三〇
三、四三〇
三、六一〇
三、七八〇
三、八三〇
三、九七〇
四、一五〇
四、三三〇
四、五一〇
四、六三〇
四、七五〇
四、九八〇
五、二二〇
五、三三〇
五、四六〇
五、六八〇
五、七九〇
五、九三〇
六、一六〇
六、四一〇
六、五四〇
六、六七〇
六、八〇〇
六、九三〇
七、一八〇
七、四四〇
七、五六〇
七、七〇〇

五、八八〇
六、〇四〇
六、三六〇
六、六八〇
六、七四〇
七、〇〇〇
七、三三〇
七、六四〇
七、九六〇
八、一六〇
八、三八〇
八、七九〇
九、二一〇
九、四二〇
九、六三〇
一〇、〇三〇
一〇、二三〇
一〇、四五〇
一〇、八七〇
一一、三二〇
一一、五五〇
一一、七七〇
一二、〇〇〇
一二、二二〇
一二、六八〇
一三、一三〇
一三、三四〇
一三、五八〇

備考

別表第一の二の仮定俸給の額が、一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二

別表第一の二の仮定俸給	率
六三、六八〇円以上のもの	二一・六割
五八、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの	二一・三割
五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの	二三・〇割
五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの	二三・二割
三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの	二三・四割
三五、九五〇円をこえ三七、七五〇円以下のもの	二三・九割
三三、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	二四・五割
二六、二九〇円をこえ三三、三四〇円以下のもの	二五・二割
二五、二七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	二五・七割
二三、五七〇円をこえ二五、二七〇円以下のもの	二六・一割
二二、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの	二七・二割
二二、二〇〇円をこえ二二、九〇〇円以下のもの	二七・五割
一九、四八〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの	二七・九割
一七、二一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	二八・三割
一六、五八〇円をこえ一七、二一〇円以下のもの	二九・〇割
一六、一四〇円をこえ一六、五八〇円以下のもの	二九・九割
一五、七六〇円をこえ一六、一四〇円以下のもの	三〇・六割
一五、三七〇円をこえ一五、七六〇円以下のもの	三〇・九割

一四、七七〇円をこえ一五、三七〇円以下のもの
一四、一八〇円をこえ一四、七七〇円以下のもの
一四、一八〇円以下のもの

三一・三割
三一・三割
三一・九割

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二

障害の等級	年金額
一級	四〇六、〇〇〇円
二級	三二九、〇〇〇円
三級	二六四、〇〇〇円
四級	一九九、〇〇〇円
五級	一五四、〇〇〇円
六級	一一八、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一九九、〇〇〇円」と、「三二一、〇〇〇円」とあるのは「三三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は二月二十日）

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公務員賃金引上げ等に関する請願（第二七三五号）

一、行政職俸給表（二）等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願（第二七三六号）
一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願（第二七三七号）（第二七三八号）（第二九〇九号）（第二九二七号）（第二九二八号）（第二九二九号）（第二九三〇号）（第二九三一号）
一、法務局職員の一万名増員等に関する請願（第二七三九号）（第二七四〇号）（第二七四一号）（第二七四二号）（第二七四三号）（第二七四四号）（第二七四五号）（第二七四六号）（第二七四七号）（第二七四八号）（第二七八一号）（第二七八二号）（第二七八三号）（第二七八四号）（第二七八五号）

請願者 長野市真島町川合西二六三ノ一
金子昌人外百五十二名

茂美外四十九
占部 秀男君

第二七四三号 昭和四十三年三月八日受理

請願者 東京都港区芝三ノ一五ノ一八 水谷フミ外五名

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八一号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本水前寺本町九二ノ一六 石本良一外三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八二号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 島根県益田市大字益田イ一九八 石渡敏寛外二十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八三号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒四ノ二、一三 四 市野沢務外一名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八四号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県防府市大字三田尻村一九〇ノ四 岡義雄外三名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八五号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 北海道釧路市弥生町一一 橋場弘外一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八六号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 宮崎県日南市大字楠原二二 渡辺健外五名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八七号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 秋田市手形田中四ノ三四 戸島広文

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八八号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 北海道釧路市桂恋二一九 吉田次男

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七八九号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県玖珂郡美川町大字南桑二、四二三 三浦三千代外四名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七九〇号 昭和四十三年三月十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口市西惣太夫 大野敏子外三名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二七九一〇号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県下益城郡小川町江頭一一五 高宗政利外三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一一号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 島根県松江市奥谷町四 岡田妙子外三十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一二号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県徳山市大字小畑 石田芳子外四名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一三号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県玖珂郡錦町大字中ノ瀬一七 三 中村孝人外四名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一四号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県小野田市石井出 横山長生外四名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一五号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県徳山市大字下上二、五七二ノ九 兼安典子外四名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一六号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県熊毛郡熊毛町大字安田六五 三ノ一 玉木万喜外四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一七号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県新発田市西園町三ノ九ノ二 三 須貝実外三名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一八号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県新発田市大栄町二ノ七ノ四 菊地昭一外二名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二九一九号 昭和四十三年三月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 群馬県前橋市平和町一ノ一〇ノ三 田村一三外三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二八二二号 昭和四十三年三月十一日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 山形市旅籠町三ノ四ノ五一 山形県庁土木部内山形県建設協会内 佐藤信雄外五千七百八十九名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第二九〇八号 昭和四十三年三月十三日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する諸願

諸願者 福井市大手町福井県建設技術協会

内 中村賢祐外 一万二千九百四十

五名

紹介議員 熊谷太三郎君

この諸願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、許可、認可等の整理に関する法律案

許可、認可等の整理に関する法律案

許可、認可等の整理に関する法律

(北海道旧土人保護法の一部改正)

第二条 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律

第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第七条ノ二を削り、第七条ノ三を

第七条とする。

第八条中「前三条」を「前条」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第二条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八

号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「都道府県」を「当該学校を設

置する地方公共団体」に改め、同条中第四項を

削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項と

する。

第八条の二第二項を削る。

(教育職員免許法の一部改正)

第三条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百

四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国立又は公立の学校の教員に

あつては及び」「私立学校の教員にあつては

は都道府県知事」を削る。

第十四条中「又は都道府県知事」を削る。

第二十条中「国立又は公立の学校の教員にあ

つては及び」「私立学校の教員にあつては都道

府県規則」を削る。

、附則第八項中「都道府県教育委員会及び都道府県知事が協議して」及び「又は都道府県規則」を削る。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第四条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法

律第百四十八号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第二項中「又は都道府県規則」を削る。

(私立学校法の一部改正)

第五条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七

十号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(更生緊急保護法の一部改正)

第六条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二

百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「毎年、十二月一日までに

次年度の事業計画を」を削り、「六十日以内に」を

「六十日以内に」に改め、「それぞれ」を削

る。

第十五条の次に次の一条を加える。

(地方更生保護委員会への委任)

第十五条の二 この法律に規定する法務大臣の

権限は、地方更生保護委員会に委任すること

ができる。ただし、第五条第一項及び第九条

第一項から第三項までに規定する権限につい

ては、この限りでない。

(国土調査法の一部改正)

第七条 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

国土総合開発審議会は、他の法律に定める

もののほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、国

土調査に関する重要事項について調査審議す

る。

第十五条中「国土総合開発法」の下に「(昭和二

十五年法律第百二十五号)を加え、左に掲げる

事項」を「当該国土調査に関する重要事項」に改

め、各号を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の旅館業法第三条第三項の規定により都道府県知事が市町村の設置する高等専門学校以外の学校について都道府県教育委員会に意見を求めた場合における当該事務の処理については、なお従前の例による。

3 第三条及び第四条の規定の施行前にこれらの規定による改正前の教育職員免許法若しくは教育職員免許法施行法又はこれらに基づく命令の規定により都道府県知事がした免許状の授与その他の処分又は通知その他の手続は、第三条及び第四条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県教育委員会がした処分又は手続とみなす。

4 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の教育職員免許法又はこれに基づく命令の規定により都道府県知事に対してされている申請その他の手続は、同条の規定による改正後の同法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県教育委員会に対してされた手続とみなす。

昭和四十三年三月二十九日印刷

昭和四十三年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局